

「STYLE PARTNERS」登録規約

制 定 令和8年3月31日

(趣旨)

第1条 本規約は、STYLE100事務局が運営する「STYLE PARTNERS」(以下「本制度」という。)への登録、及び「STYLE PARTNERS 公式ロゴマーク」(以下「ロゴ」という。)の取扱い等に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 本制度は、GREEN×EXPO 2027 とその先の未来の横浜を見据え、STYLE 実践者同士がつながり「STYLE」を広げながら、オール横浜で GREEN×EXPO の体験や新たな「STYLE」を共創していくことを目的としたプラットフォームとして運用する。

(事務局)

第3条 本制度の登録及びロゴの取扱い等に関する事務を行う者(以下「事務局」という。)は、STYLE100事務局とする。

(登録対象)

第4条 本制度の登録対象は、次の全てを満たす横浜市内に拠点又は活動実績を有する者(以下「パートナー」という。)とする。

- (1) 地球にやさしい取組、サステナブルな取組に合致すると認められる活動
- (2) 一過性の活動ではなく共に継続的な発展を目指していること
- (3) 活動期間が、概ね半年以上であること
- (4) 公序良俗に反しないこと、法令を遵守していること
- (5) 専ら営利のみを目的としないこと
- (6) 反社会的勢力と一切関係がないこと
- (7) 特定の政治活動、宗教活動を目的とする、又は目的とするおそれがないこと
- (8) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与える、又は与えるおそれのないこと
- (9) 法令又は公序良俗に反する、又は反するおそれのないこと
- (10) 年1回以上、共創セッション等の PARTNERS 活動に参加いただけること

2 登録しようとする活動の実施主体は、個人・団体・企業等を問わない。

(登録手続)

第5条 登録を希望する者（以下「申請者」という。）は、所定の Web フォームにより申請する。

2 事務局は審査の上、登録を承認する場合は登録通知をメールで通知する。

(審査・不承認)

第6条 事務局は、申請内容が本規約に適合するか審査する。

2 次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、登録を行わず、不承認の旨をメールにより通知する。

- (1) 本制度の品位・信用を損なうおそれがあるとき
- (2) 本制度の目的・趣旨に適合しないとき
- (3) 活動期間が、概ね半年以上であると認められないとき
- (4) 特定の個人又は団体の専らの営利・資金調達・宣伝を目的とするおそれがあるとき
- (5) 反社会的勢力との関係が認められる又はそのおそれがあるとき
- (6) 特定の政治活動、宗教活動を目的とする、又は目的とするおそれのある場合
- (7) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与える、又は与えるおそれのある場合
- (8) 法令又は公序良俗に反するおそれがあるとき
- (9) 申請内容に重大な虚偽・誤りがあるとき
- (10) その他、事務局が著しく不相当と認めるとき

(パートナーの義務)

第7条 パートナーは次を遵守する。

- (1) ロゴの使用ルール（第8条）に従うこと。
- (2) 掲載情報の最新化に協力すること
- (3) 法令・公序良俗の遵守、反社会的勢力の排除
- (4) 本制度の目的に資する情報の提供、広報等への協力（任意）

(ロゴの使用)

第8条 パートナーは「STYLE PARTNERS」ロゴを使用することができる。

- 2 ロゴの使用料は無償とする。
- 3 ロゴのデザイン・色等を改変してはならない。
- 4 ロゴを商用目的で使用してはならない。
- 5 ロゴを自己の商標・意匠として使用してはならない。
- 6 第三者にロゴの使用を再許諾してはならない。

(登録の停止・取消)

第9条 事務局は、パートナーが本規約に違反した場合、又は第6条各号に該当する事実が判明した場合、登録の停止又は取消を行うことができる。

- 2 前項によりパートナー又は第三者に損害が生じても、事務局は責を負わない。
- 3 取消時はその旨をメールにより通知する。

(個人情報の取扱い)

第10条 事務局は、申請時に取得した個人情報を、本制度の審査、連絡、広報等の目的に限り適切に取り扱う。

- 2 事務局は、法令に定める場合を除き、本人の同意なく個人情報を第三者に提供しない。
- 3 公式サイトでの掲載については、申請フォームにおいて掲載可否を確認の上、同意情報に基づき取り扱う。

(制度の変更・終了)

第11条 事務局は、必要があると認めるときは、本制度の内容を変更し又は終了することができる。この場合、事前にWebサイト等で周知する。

(裁判管轄)

第12条 本制度に関して事務局と申請者又はパートナーの間で紛争が生じた場合、横浜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

附則 本規約は令和8年3月31日から施行する。